

## 公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団寄附金取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団（以下「本財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 次の各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- (2) 社会福祉事業助成支援寄附金 本財団の行う社会福祉事業への助成支援のための募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 災害救援活動助成支援寄附金 本財団が行う災害救援活動への助成支援のための募金活動を行うことにより受領する寄附金

### (一般寄附金の受入)

第3条 本財団は、個人又は団体による寄附金を受領することができる。

- 2 受け入れた寄附金は、原則として、その全額を公益目的事業の用に供する。ただし、寄附者による用途及びその割合に特段の指定がある場合には、その指定に従う。
- 3 一般寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (社会福祉事業助成支援寄附金の募集)

第4条 社会福祉事業助成支援寄附金の募集は、常時行うことができる。

- 2 社会福祉事業助成支援寄附金は、寄附金を定款第4条第1項第2号の社会福祉事業に使用することとして募集しなければならない。

### (災害救援活動助成支援寄附金)

第5条 災害救援活動助成支援寄附金の募集は、日本赤十字社静岡県支部に特定の災害における災害義捐金の受け入れ窓口が設けられたとき、災害規模を勘案し行うものとする。

- 2 災害救援活動助成支援寄附金は、寄附金額を定款第4条第1項第2号の災害救援活動に使用することとして募集し、その全額を日本赤十字社静岡県支部に寄附するものとする。

### (受領証の送付)

第6条 寄附金を受領したときには、遅滞なく受領証を送付する。

- 2 前項の受領証には、寄附金の用途、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

### (募金に係る結果の報告)

第7条 本財団は、社会福祉事業助成支援寄附金及び災害救援活動助成支援寄附金の寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告をホームページ上及び静岡新聞紙上にて公開する。

2 本財団は、社会福祉事業助成支援寄附金及び災害救援活動助成支援寄附金の支出が終了したときは、寄附金の支出に係る収支決算書をホームページ上及び静岡新聞紙上にて公開する。

(辞退)

第8条 寄附金について寄附者から用途及び管理運用方法について条件が付されているため、次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 寄附金の受け入れに起因して、本財団に著しく資金負担が生ずる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団の設立の登記の日から施行する。